

令和5年2月企業団議会定例会会議録

会 期 2月21日（火曜日）午後2時00分～午後2時23分

場 所 福島地方水道用水供給企業団すりかみ浄水場

出席議員（10名）

1番	真田 広志	2番	丹 治 誠
3番	石原 洋三郎	4番	鈴木 正実
5番	半沢 正典	7番	菅野 喜明
8番	安藤 喜昭	9番	片平 秀雄
10番	東海林 一樹	11番	高橋 道也

欠席議員（1名）

6番 本多 勝実

説明のため出席した者

企 業 長	木 幡 浩	副 企 業 長	須 田 博 行
理 二 本 松 市 長	三 保 恵 一	理 桑 折 町 長	高 橋 宣 博
理 国 見 町 長	引 地 真	理 川 俣 町 長	藤 原 一 二
代表監査委員	佐 藤 博 美	事 務 局 長	武 田 光 正
次 長 兼 施設管理課長	田 村 正	総 務 課 長	安 食 徹
総 務 課 課 長 補 佐 兼 総務経理係長	松 本 芳 幸	施 設 管 理 課 課 長 補 佐 兼 施設第二係長	笠 原 克 度

事務局出席者

総 務 課 契約管財係長	佐 藤 広 治	総 務 課 主 査	山 田 吉 則
総 務 課 主 査	佐 藤 洋 亮		

1. 議事日程

- (1) 会議録署名議員の指名
 - (2) 会期の決定
 - (3) 議案第1号ないし議案第6号の提出
 - (4) 提案理由の説明
 - (5) 一般質問
 - (6) 討論、採決
-

2. 会議に付する事件

- (1) 会期の決定
- (2) 議案第1号 令和4年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算
- (3) 議案第2号 令和5年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算
- (4) 議案第3号 福島地方水道用水供給企業団条例を左横書きとする条例制定の件
- (5) 議案第4号 福島地方水道用水供給企業団個人情報保護条例及び福島地方水道用水供給企業団情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定の件
- (6) 議案第5号 福島地方水道用水供給企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- (7) 議案第6号 福島地方水道用水供給企業団議会の個人情報の保護に関する条例制定の件

午後2時00分 開 会

議長（真田広志）定足数に達しておりますので、これより2月企業団議会定例会を開会いたします。

この際ご報告をいたします。6番、本多勝実議員より所用のため、本日1日間、欠席の届け出がありました。

日程に従いまして、会議録署名議員の指名をいたします。

3番、石原洋三郎議員、11番、高橋道也議員を指名いたします。

会期の決定をいたします。

会期は、本日、2月21日の1日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（真田広志）ご異議ございませんので、会期は、本日、2月21日の1日間と決定をいたしました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

議案等の説明を求めるため、会期中、企業長以下、必要と認める執行機関の職員の出席を求めることにいたします。

日程に従い、議事を進めます。

ただいま企業長及び議員から、議案の提出がありました。

議案は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

日程に従い、議案第1号ないし議案第6号を一括して議案といたします。

企業長の提案理由の説明を求めます。

企業長（木幡 浩）議長、企業長。

議長（真田広志）企業長。

【企業長（木幡 浩）登壇】

企業長（木幡 浩）本日ここに、2月企業団議会定例会の開会にあたり、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

提案理由を申し上げるに先立ち、企業団の近況について、ご報告いたします。

昨年3月16日に発生した福島県沖地震では、本企業団の重要施設である伏黒水管橋が被災し、現在、本復旧工事を実施しております。今回発生した事故等を教訓として、伏黒水管橋での断水リスクについて関係市町との勉強会を設置し、伏黒水管橋が送水不能になった場合のバックアップ方策について、種々検討しているところであります。引き続き、令和5年度も勉強会を実施し、より具体的な検討を進めて参ります。

次に、令和4年度の決算見込みについては、収入において、給水収益は、順調に推移していますが、支出においては、電気料金の値上げなどの物価高騰による支出の増加から、厳しい結果となる見込みとなっております。

次に、令和5年度の予算編成にあたりましては、より一層の経費削減に努めるとともに、緊急度、

優先度により、実施事業の選択と見直しを行い、適正な維持管理による水道施設の延命化、照明設備LED化による脱炭素化、他企業団との災害時応援協定締結等による災害対策の強化、水質検査機器等の更新などを進めることといたしました。

そのほか、令和3年度にスタートした水道技術スキルアップ応援講座を新年度も実施し、技術の継承に努めて参ります。

今後も構成市町のご協力をいただきながら、用水供給事業を推進して参る考えであります。

本定例会に提出いたしました案件は、議案5件であります。

議案第1号、令和4年度企業団水道用水供給事業会計補正予算第2号については、令和4年3月16日福島県沖地震に係る災害復旧事業や給与改定による職員給与費等の補正を行うものであります。

次に、議案第2号、令和5年度企業団水道用水供給事業会計予算について申し上げます。

業務の予定量は、年間総給水量3,808万9,581立方メートルを予定し、収益的収入においては、43億2,100万円余を、収益的支出においては、41億9,700万円余を計上しております。

資本的支出においては、15億8,500万円余を計上しております。

また、債務負担行為の設定、予定支出の金額の流用及び議会の議決を経なければ流用することのできない予算を、それぞれ定めたものであります。

議案第3号については、本企业団の条例を、左横書きとするため、条例を設けるものであります。

議案第4号及び第5号については、法律の改正に伴い、本企业団条例において、所要の改正を行うものであります。

以上が、議案の内容ですが、詳細については、事務局より説明させていただきますので、よろしくご審議のうえ、議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

事務局長（武田光正）議長、事務局長。

議長（真田広志）事務局長。

【事務局長（武田光正）登壇】

事務局長（武田光正）それではご説明申し上げます。

初めに、議案第1号、令和4年度企業団事業会計補正予算について、お手元の別冊、A4横書きのものでございます。令和4年度補正予算書によりご説明申し上げます。

まず、表紙をお開きいただきまして、補正予算第2号でございますが、補正の内容は、収益的収支の収入におきまして、災害復旧における国庫補助金の決定に伴い、営業外収益を291万2千円増額いたします。支出におきましては、企業職員の給与改定等により職員給与費を813万8千円減額するとともに、特別損失の一部事業において、年度内に支払い義務が発生しないことにより、5,119万2千円減額するものです。

また、資本的収支の支出において、事業見直しにより、建設改良費2,008万6千円減額するものです。

次に、2ページをお開き願います。

補正予算実施計画でございます。収益的収入及び支出の収入ですが、第1款第2項の営業外収益第2目、国庫補助金291万2千円を増額するものです。

次に、3ページの支出につきましては、職員の給与改定等により、第1款第1項営業費用第3目、原水及び浄水費から第5目、総係費まで合わせて813万8千円を減額するとともに、第3項特別損失第1目、災害による損失5,119万2千円を減額するものです。

次に、4ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の支出ですが、事業見直しにより、第1款第1項の建設改良費第1目、建設改良費2,008万6千円を減額するものです。

続きまして、5ページから8ページは、給与費明細書でございます。

詳細は記載のとおりでございます。ご参照願います。

次に9ページの予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、一番下の行、資金期末残高を51億4,068万1千円と予定したところであります。

次に、10ページ、11ページは、令和4年度末の財政状況を見込んだ予定貸借対照表でございます。年度末における資産合計及び負債資本合計は、それぞれのページの一番下に記載の914億1,058万4千円となるものです。

続きまして、12ページから15ページまでは、補正予算説明書であり、補正額を科目ごとに記載したものです。

以上が、補正予算の説明でございます。

次に、議案第2号、令和5年度企業団事業会計当初予算について、同じく別冊の横書き、令和5年度予算説明書によりご説明申し上げます。

初めに、2ページをお開き願います。

2ページから5ページまでが予算実施計画であります。

2ページ、収益的収入及び支出の収入であります。その内容の詳細は、記載のとおりでございます。

次に、3ページから4ページの、支出合計につきましては、41億9,755万3千円を予定したところでございます。その内容は、備考欄に記載の事業を執行するために必要な科目ごとの予算額となっております。

続きまして、5ページ、資本的収入及び支出でございますが、収入はございません。

支出ですが、第1款資本的支出15億8,515万1千円を予定したところであり、設備の更新等に係る事業費、企業債償還などの経費でございます。

続きまして、6ページから10ページ、こちらは給与費明細書で職員の給料、手当の状況等を記載しております。

続きまして、11ページをご覧ください。

債務負担行為に関する調書でございまして、記載の委託業務及び工事を債務負担行為として定めるものです。

次に、12ページをお開き願います。

12ページ、13ページは、令和4年度末の損益計算書で、年度末に予想される企業団の1年間の経営成績を表したものでございます。

13ページの下から3行目、純損失は、9,486万9千円を見込んでおり、その結果は、同じページの一番下、年度末の未処理欠損金は、17億8,328万7千円と見込んでおります。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。

令和4年度末の予定貸借対照表で、資産合計及び負債資本合計は、それぞれのページの一番下に記載した、914億1,058万4千円となるものです。

続きまして、16ページ、17ページにお進み願います。

令和5年度末の予定貸借対照表でございまして。令和5年度の予算に基づく経営活動により想定されます財務状況を表したもので、資産合計及び負債資本合計は、それぞれページの一番下に記載しております、892億9,280万7千円と見込んでおります。

次に、18ページでございまして、会計処理の基準及び手続きを、注記として開示したものです。

続きまして、19ページ、予定キャッシュ・フロー計算書であります。資金繰りの状況等を明らかにするため、業務活動・投資活動・財務活動区分ごとに、それぞれの現金の動きを作成しております。予定キャッシュ・フローによる資金期末残高は、一番下に示しましたとおり、49億6,450万1千円と見込んでおります。

次に、20ページをお開き願います。

20ページから27ページまでの予算説明は、前年度当初予算との対比を科目別に表したものでございます。

次に、縦書きの議案書によりご説明を申し上げます。お手元の縦書きの提出議案書の方をご覧ください。ただければと思います。

議案書の6ページをお開き願います。

議案第3号、福島地方水道用水供給企業団条例を左横書きとする条例制定の件について、ご説明いたします。

これは提案理由にありますように、本企業団の条例を左横書きとするため条例を設けるものです。この条例は、公布の日から施行するものです。

次に、8ページをご覧ください。

議案第4号、福島地方水道用水供給企業団個人情報保護条例及び福島地方水道用水供給企業団情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明いたします。

これは個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、本企業団条例におきましても、所要の改正を行うもので、施行日は令和5年4月1日からであります。

次に、10ページをご覧ください。

議案第5号、福島地方水道用水供給企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件についてご説明いたします。

これは地方公務員法の改正に伴い、本企業団条例におきましても、所要の改正を行うもので、施行日は令和5年4月1日からであります。

議案第1号から議案第5号までの説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（真田広志）続きまして、議員の提案理由の説明を求めます。

7番、菅野喜明議員。

7番（菅野喜明）議長、7番。

議長（真田広志）菅野喜明議員。

7番（菅野喜明）議案第6号、福島地方水道用水供給企業団議会の個人情報の保護に関する条例制定の件につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護法が改正され、議会はその対象から除外されていることから、議会の個人情報の保護に関して必要な事項を定めるため、条例を設けるものであります。

以上、提案理由を申し上げ、各議員のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（真田広志）それでは、日程に従い、これより一般質問を行います。

一般質問の通告がございませんので、一般質問を終結し、これより、討論に移ります。

討論通告を受けるため、暫時休憩いたします。

午後2時19分 休 憩

午後2時20分 再 開

議長（真田広志）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号、令和4年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（真田広志）起立多数。

よって、議案第1号につきましては、原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

議案第2号、令和5年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（真田広志）起立多数。

よって、議案第2号につきましては、原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

議案第3号、福島地方水道用水供給企業団条例を左横書きとする条例制定の件につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（真田広志）起立多数。

よって、議案第3号につきましては、原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

議案第4号、福島地方水道用水供給企業団個人情報保護条例及び福島地方水道用水供給企業団情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（真田広志）起立多数。

よって、議案第4号につきましては、原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

議案第5号、福島地方水道用水供給企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（真田広志）起立多数。

よって、議案第5号につきましては、原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

議案第6号、福島地方水道用水供給企業団議会の個人情報の保護に関する条例制定の件につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（真田広志）起立多数。

よって、議案第6号につきましては、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

本定例会は、これをもって閉会いたします。

午後 2 時 23 分

閉 会

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためここに署名する。

福島地方水道用水供給企業団議会議長

議員

議員